

介護学習会「利用者・介護士の生活を守る」



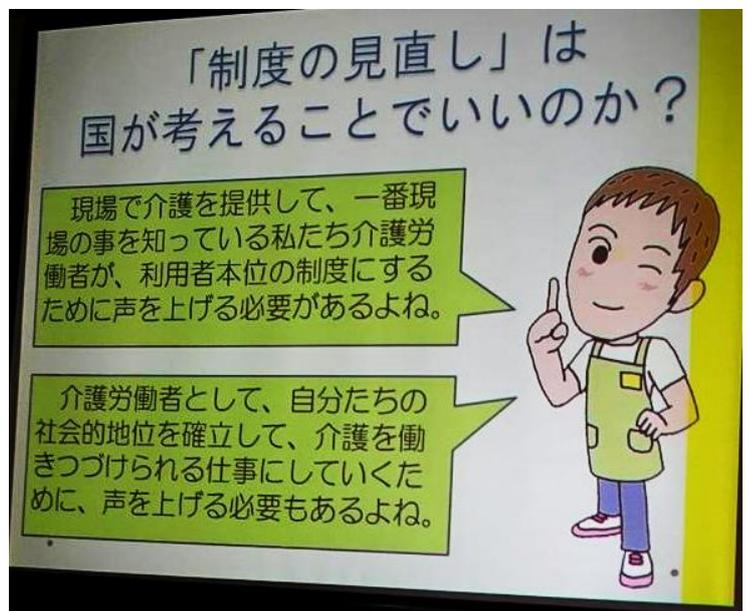
12月21日に松山市内で開催した介護学習会（主催：日本医労連四国地方協・愛媛県医労連・愛媛県労連）日本医労連の米沢哲さん（介護対策委員会事務局長）を講師に招き「医療介護総合法で介護の現場がどうなるか～利用者本位の制度を実現するために～（演題）」を行い、会場は参加者58人で満席になりました。

介護職員が働く目的は、利用者さんの「その人らしい暮らしを支えること」そして「自分自身の生活の充実」です。介護士は皆さん「誰かの役に立ちたい。利用者さんのその人らしい生活を支えたい」と介護の仕事に誇りとやりがいを持っています。でも、現実には低賃金と重労働と重い責任のために泣く泣く介護の現場を去ってしまっているのが現状です。米沢さんの講演は「介護の仕事の尊さをもっと知ってもらいたい」「介護職の社会的な地位を引き上げたい」という熱意が伝わってきました。

●●●2012年の介護保険制度と介護報酬の改悪によって、ヘルパーの「家事援助サービス」の時間が短縮されました。この2年間で何が介護現場で起きているのか？その現実！！

①ヘルパーと利用者さんが会話をする時間が奪われてしまいました。介護士にとって利用者さんと会話ができなくなるのは致命的なんです。介護現場のコミュニケーションは単なる意思疎通ではありません。経験豊富な優秀な介護士は、会話によって利用者さんの健康状態や生活状況・抱えている問題、何を求めているのかを把握し「その人らしい暮らし」を支えてきました。その大切な15分間が奪われてしまったのです。

②ヘルパーさんのサービス残業が増えました。介護職の低賃金が社会問題化する中、時間短縮によって忙しくなり労働時間が短縮され給与が減ってしまう。更に未払い賃金が増えるという深刻な悪循環が介護現場で一番低賃金で雇用が不安定な登録ヘルパーに表れています。



来年度からの制度見直し「改悪」によって、要支援者(軽度の方)の介護が専門的な知識と経験のある介護士のサービスが受けられなくなる!?

要支援の利用者の介護を今後誰が行うようになるのでしょうか?⇒⇒無資格者やボランティアに移行されます。

この制度改悪は一部だけです。介護が必要な利用者さんの「その人らしい暮らし」は無視されています。介護士の低賃金は無資格者やボランティアが入ることによって、引き下がって行くことは目に見えています。

現場で介護を提供している介護士が利用者本位の制度にするために立ち上がるのが重要です!

●●●講演で一番印象に残った言葉は「認知症の人と家族の会」の発言

「認知症の人とその家族にとって、いい介護士に出会えるかどうか、その後の生活と人生を変える」専門的な知識を学び、経験豊富な介護士が働き続けるようにすることがどれほど重要な事なのかを伝わってくる言葉です。なんとしても守らなければいけない、と強く感じ闘志がわいてくる勉強会でした。学習会終了後に行った介護職場交流会と夕食交流会に約 40 人が参加しました。

